

鹿児島県警察職員の身分証明書の取扱いに関する訓令（概要）

（昭和37年7月17日 警察本部訓令第14号）

本訓令は、鹿児島県に勤務する警察職員の身分を明らかにするため、職員に交付する身分証明書の取扱いについて必要な事項を定めたものである。

本訓令の主な内容は

- 交付申請
- 再交付
- 有効期間及び更新
- 返納

等である。